

広島県水道広域連合企業団が行う物品及び役務を調達するための一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日までの間における広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）が行う物品及び役務（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務を除く。）を調達するための一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 水道企業団組織規程第 4 条に規定する本部及び同規程第 6 条第 2 項に規定する広島水道事務所が行う競争入札に参加できる者は、広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 水道企業団組織規程第 6 条第 1 項に規定する事務所が行う競争入札に参加できる者は、事務所が所在する市町の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。